

「地域医療構想」の策定について

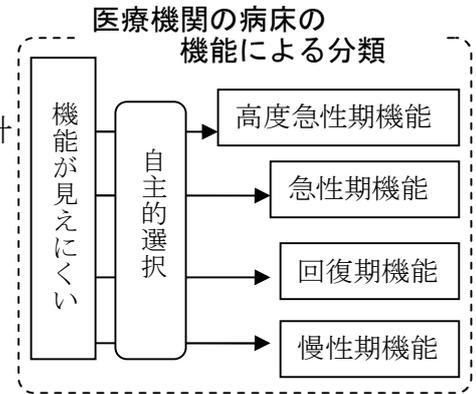
1 地域医療構想の概要（医療法 30 条の 4 第 2 項 7 号）

(1) 構想策定単位

二次医療圏を基本とする（本県では 10 圏域）。

(2) 構想に含まれる主な事項

- ア 2025 年の医療需要と病床の必要量
 - ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期の 4 機能ごとに推計
 - ・都道府県内の構想区域（二次医療圏が基本）単位で推計
- イ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
 - 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設整備
 - 医療従事者の確保・養成等



2 各圏域の将来の必要病床数・現在の機能別病床数

(1) 将来の必要病床数の推計方法

病床の機能区分	医療需要の推計方法	必要病床数の推計方法
1 高度急性期	高度急性期の 2025 年医療需要 = 2013 入院受療率 × 推計人口 入院受療率 × 推計人口 ⋮ 入院受療率 × 推計人口 性・年齢別に算定した総和	2025 医療需要 ± 供給調整（府県間・圏域間） ÷ 病床稼働率（※）
2 急性期	同上	同上
3 回復期	同上	同上
4 慢性期	同上	同上

※病床稼働率

高度急性期	75%
急性期	78%
回復期	90%
慢性期	92%

(2) 各圏域の現在の医療機能（病床数）の把握

【病床機能報告制度（H26～）】（医療法 30 条の 13）

